組合員・利用者の皆様へ

共済事業にかかる不祥事件に対する再発防止策について

当組合では、令和４年10月に借名契約という共済事業に係る不祥事件が発生しております。当該不祥事件につきましては、令和５年７月に不祥事件発生に対するお詫びをホームページに掲載し、所管行政庁等の指導を踏まえ、下記の再発防止策に取り組んでおります。

今後は、このような事案を発生させることのないよう、令和６年４月１日に策定した「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針」に基づき、組合員・利用者の皆様に対して誠実・公正な業務運営を行ってまいります。

記

1．共済契約締結時の牽制機能の充実・強化

当組合では令和５年度より、推進目標設定の考え方や支所役席者等による推進実績の管理態勢を見直すとともに、推進目標の達成を目的とした共済契約を職員自らが締結することがないよう支所役席者による牽制機能の強化を図っております。

また、長期共済契約時には、契約者に対し、支所役席者による「意向把握・確認義務」「情報提供義務」の履行確認（契約締結プロセス確認）を継続的に実施しております。

2．組織全体としてのコンプライアンス遵守

当組合では、コンプライアンスプログラムを作成し、全職員を対象にコンプライアンス意識の醸成を目的とした研修会を毎年度実施しております。

また、常勤理事は全部署（統括本部、支所、営農センター）を定期的に巡回し、コンプライアンスを重視する姿勢やヘルプライン（内部通報制度）の意義・重要性等を全職員へ継続して発信してまいります。

3．適正な事務処理の徹底

当組合では厳正な事務処理の徹底に向けて、統括本部金融共済部、渉外担当者、支所共済担当者及び支所役席者を対象に、事務指導部署による研修会を実施しております。

また、事務指導部署による支所巡回点検・指導を引き続き実施してまいります。

以　上

令和６年４月１日

山口県農業協同組合
代表理事理事長　折込　正一郎